

## 時事新報の尙商立國論

連日の紙上に尙商立國論を掲げ立國の方針を尙商と定めて其實手稿を講じ商人に訴へ政府に訴へ學者士君子に訴へて廣く大方の高賛を俟たんとす

# 石版畫の大珍錄

讀者の投票を募りたるに美術品中の諸版類にて投票の多數を得て時事新報金牌を贈る事となりたるは府下京橋區宗十郎町信陽堂の出品したる婦人樂器の圖あり由て本社は信陽堂に托し此圖を美麗ある石版刷にあし新報一頁大の附録として来る九月五日の新報に添ふべし

さく時今民間の政治社會は一層の景氣を加へ進歩黨の合  
同談と云ひ中立派議員團結の計畫と云ひ其表面に現は  
れたる處にては何れも政府に對し議場に勢力を占めん  
とする目的あるが如し而して政府の議會に處するの  
方略は如何と云ふに近來頻りに諸種の法律を發布し殊  
に彼の憲法第六十七條に關する疑問に對しては其註釋  
とも云ふ可き會計法補則を發して既定歳出の項目を確  
定し又集會政社法を布て政黨政社の取締を嚴にする等  
其真意の所在ば兎も角も民間に在りて反對の地位に立  
つ者より之を見れば恰も法律の利器に據り議會と相對  
して一步も譲らざるやの觀なきにあらざる可し我輩の  
所見を以てすれば既に議會を開きて議政の權利を與へ  
ながら傍より之を牽束して其動を自由ならしめざるは  
恰も成年者に對して小兒の待遇を爲すと同様、處置の  
當を得たる者は思はれざれ共又政府當局者の身とな  
りて考ふれば本年の議會は何を云ふにも初度の事にし  
て其手心も分明ならざるのみならず以前の事を顧みれ  
ば今の議員中には隨分無責任の説を爲して識者の笑を  
買ひたる者もあきにあらず是を思ひ彼を思へば議會に  
對して十分の安心を爲す能はざるも決して無理ならず

種の工風を運らし或は法律の力に依りて不慮の變に備へんとするが如きも深く咎るに足らず我輩は唯當局者の氣轉、漫に利器を利するとなく如何ある場合に際しても成る可く議會の感情を損せずして巧に其間に處する所あらんと希望するのみ然り而して我輩は更に大に政府に向て望む所のものありと云ふは外ならず今日より豫め其主義を一定し同主義の者を以て内閣を組織するの一事がなり我輩の素論は屢々紙上にも陳述したる如く議會の開設後數年の間は暫く無事に経過せしむるを國家安寧の最良策ありと信するものにして如何なる原因事項に因るも開會早々内閣の交迭を見るが如きは決して喜ぶべき事相に非ず又實際に於ても現政府が外部の反対に遇ふて民間の政黨に其地位を譲り渡すが如きは容易にあるまじき事あれども從來の經驗に依るに政府部内の不平と部外の反對と相應じて局面を變じたるの例は少からず昨年の條約改正論に引續き内閣の變遷の如きは即ち内より其端を發したる最近の適例にして内閣組織の方針との僅にてあらん限りは是議の變遷は決して余去する不能なるものと覺悟せざる可らず

す如何となれば今日の如く異種異色の人を以て組織する所の内閣に向ひ平常無事の日は兎も角も一旦大問題の破裂に際して合同一致を期するは到底望む可らずさればなり蓋し議會の未だ開けざる前に在りては假令へ斯る事情の爲めに時として内閣に破裂を生ずる事ある周旋奔走の間に之を彌縫するみと敢て離からずして甚しき不都合も見ざりし事あれども議會開設の際に即ち然らず外の反対に加ふるに内の應援を以てすれば内閣は恰かも患を腹背に受くるものにして如何ある智者も防禦の備に苦しむざるを得ず政府の利にあらずるあり政府の利不利は敢て問ふ所にあらざれども議會の開設早々内閣の混雜を引起す事もあらんか其原因は内外何れよりするも一國の安寧上決して喜ぶ可き事相にあらざれば政府は今より大に覺悟して此後數年間をは無事に経過せしむるの決心なかる可らず其方法は他なし唯其主義を一定して同主義の人を以て固く其地位を守るの外あきのみ聞く所に據れば近頃人材網羅策を唱へて今後の後進の若政治家を收用す可しとの議もありと云ふ其眞偽如何は知る可らずと雖も政府今日の急務は人を集めむに在らすして心を一にする在り人材多しと雖も其心一ならざれば適ま以て事を妨ぐるに過ぎず論事は兎も角も議會開設後の數年間を無事に経過するの方便是政府が先づ其主義を一定し同主義の人を團結し議會内外の議論勢力いよ／＼内閣の更迭を促すに足る可きの時節到来までは固く其地位を守りて容易に動かさるに在り蓋し政府が諸種の法律を設けなどして頻りに初度の議會に掛念するが如きも畢竟は無事静謐を希むの念に外ならざる可けれども後來政府の患は外の反対に在らずして寧ろ内の變動に在り議會の勁敵を前に控へあがら國家安寧の爲めに能く今後數年間の無事確保の可きは唯夫れ其主義を一定し其團結を鞏固にして以て不慮の内難を防ぐの一方に在る可しと我輩の敢て信する所あり

にあらざるやゑ全國一般の教育者に向て其完きを望むとは固より六ヶしき注文とするも教育を以て自ら任するものは幾分か其義務を果すの心懶あるよき肝要よりと知るべし先きに我が文部省にては人物査定の訓令を發して學問教育の外に人情養成の端を開かんとしたるもの數年の経験に依りて其實の容易に擧らざるを知り此程斷然其訓令を廢したり抑も教育の事は當局の官吏が何程干涉したりとて其割合に進歩發達するものにあらず手近に例を取れば世間學問嫌ひの兒童が父兄の切諫を受くるも之に從事するの念なく終に無學を以て其身を終るを見ても亦自ら明白なる次第にして況んや文字上有形の教育と異あり更に一層の難事たる精神無形の所謂人物なるものを陶冶せんとするに於ては一紙半片の訓令を以て其目的を遂げんとするは啻に容易の業にあらざるのみか或は唯人をして斯る事は命令的に其實行を促がすべき性質のものにあらざるかを疑はしむるのみあらんなれども其れは姑く別問題として身直接に教育の任に當り居るものは其訓令の存廢に拘はらず前にも述べし如く自然に感化の効蘊胸の力に依りて學問兒童の天眞を發揮せざるべからず當て聞く石川縣にて教育に熱心ある某氏小學校に臨みたるとき生徒を獎勵するが爲めに多くの生徒に向ひ何事にても人の爲し得ざる所のものを爲す人は誰れなるやと問ひし處姑くの間は衆生徒互に顔見合せて默然たりしが既にして一人の生徒之よ答へて何某氏は當に親の命に背きたるみどあし是れ人の爲し得ざる所のものを爲すものと謂ふべしと述べしかば某氏は左らばとて其本人に賞譽を與へ次に他人の美事を擧げたるは頗る好みすべきみとなりとて指名したる生徒にも褒美を授けしが此事を見聞したる者共も亦自然に其感化を受け是れよりして生徒の行狀著しく進歩したりと云ふ凡そ此の如きひとは則ち所謂文字以外の教育にして命令の能くする所にあらずも其真正的教育家と謂ふべし云々とさる教育家より物

○合衆國の銀券條例 度々の討議修訂を経て上下兩院を通じ遂に去る十三日より實施したる彼の合衆國の銀券案は既に同國法律の一部となれり其要點は過日の紙上に掲げたれども尙ほ詳く全文を譯すれば左の如し

第一條 合衆國大藏卿は純銀三百七十一と百分の二十五グレーンに付一弔に超過せざる市價を以て毎月四百五十萬オンスに達するまで若くは定期金を以て買入れ得べきたけの銀塊を常に買入るべく又其買入銀塊の仕拂には合衆國大藏省券を發行して之に充つべし但し其券面大小及び形狀は千弔より大あらず一毫より小ならざる間に於て大藏卿の便宜に任すべし而して本條例實施の爲めに要する金額は其他の邊に適用する能はざる大藏省の普通貨幣を適用すべき事

第二條 本條例に從ふて發行したる大藏省券は合衆國の大藏省若くは其代理所に於て請求に從ふて貨幣と交換すべし而して兌換したる省券は再び發行するを得べし併し再發行の省券は買入れたる銀塊及び之を以て鑄造したる本位貨幣の費用に超過すべからず又其省券は租稅、海關稅其他公私一切の取引に本位として故障なく受授せしむべし但し契約によりて仕拂金の種類を明記せしものは此限りにあらず又右諸税務を收入したる時又其發行するに備べし又其

省券を國立銀行見做すを得べし  
て引換へんとする  
の内好都合の方  
は今後制定さる  
せんとするは合  
第三條 大藏卿  
での間本條例に  
づくと本位貨幣  
省券溝却に要す  
り生じたる損益  
屋すべき事  
第四條 本條例  
の高及び引去る  
れば)の高を決  
に従んで處置す  
第五條 「本位  
可するの法律」  
八日の條例中毎  
からず四百萬圓  
本條例によりて  
第六條 國立銀  
既に納附し及ば  
て受取置くべく  
銀行紙幣を消却  
し右銀行紙幣を  
る旨通貨監査官  
消却の爲めに田  
ざる合衆國の國  
加へしむる千圓  
は適用すべから  
第七條 本條例  
とする所に從ふ  
準備金には滴水  
紙幣流通高百分  
上に就き一昧の外  
見上如何なるに  
一に合し、合して  
べきものゝ内に  
銀行も出來し位  
會の委員と該合  
業部も出来し位  
主義の新政黨組織  
が元來實に愛國、  
せざる三派員中  
し要するに度實  
頃には三派の委  
員も其團體を解  
一其議決にして  
下に合意したる  
せざる三派員中  
事も奔走されど  
體をあし舊三派